

平成 29年 第 2 回 筑前町議会臨時会会議録	
招集年月日	平成 29年 5月 24日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 5月 24日 (水) 10時 00分
散 会	平成 29年 5月 24日 (水) 11時 10分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野良二 2番 田口讓司 3番 横山善美 4番 山本一洋 5番 奥村忠義 6番 木村博文 7番 石丸時次郎 8番 栗野光雄 9番 山本久矢 10番 川上康男 11番 福本秀昭 12番 梅田美代子 13番 一木哲美 14番 河内直子 15番 田中政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭喜久巳 副町長 中野高文 教育長 大雄信英 総務課長 入江哲生 企画課長 岩下定徳 財政課長 神本浩美 税務課長 藤本英明 住民課長 亀田美香 健康課長 古川秀志 環境防災課長 林 浩嗣 建設課長 堀内 明 都市計画課長 重信英志 農林商工課長 近藤亮太 上下水道課長 川波 剛 福祉課長 大武一幸 こども課長 一木眞澄 教育課長 橋本照美 生涯学習課長 松尾和彦
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛俊一 議会事務局議会係長 中原玲子

議 事 録

平成29年第2回臨時会

平成29年5月24日（水）

開 会	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成29年第2回筑前町議会臨時会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番 深野良二議員及び2番 田口讓司議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日5月24日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日の1日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は執行部、新体制での出席でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、麦秋の候でございます。筑前町、約2,000haの水田のうち、そのうち約1,700haに麦が作付けされており、実りの秋を迎え、筑前町ならではの麦秋の風景が広がっております。この麦作の約4分の1はビール麦として朝倉市のキリンビール工場に出荷されております。この工場は、雇用と地域ブランド力と地域産物振興、税収増が相伴う理想的な企業誘致の形であろうかと思っております。本町にもこのような企業立地を望み、行動し、住民、議会、職員の総合力で実現に近づいております。</p> <p>本日提案いたします人事案件、造成工事承認の件、これからの筑前町づくりの重要案件でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日提案します議案等12件の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同意第2号、筑前町副町長の選任につき同意を求めることについては、中野 高文(現)副町長の任期が平成29年5月31日をもって任期満了となるため、再選任することについて議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第3号、筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについては、筑前町監査委員の西依 雅氏が、平成29年5月31日をもって任期満了となるので、後任として選任することについて議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第4号、筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、筑前町教育委員会の委員である大雄 信英氏が、平成29年5月27日をもって任期満了となるため、新教育委員会制度に基づく教育長に任命することについて議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第5号、筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、筑前町教育委員会の委員である高 清史氏が、平成29年5月27日をもって任期満了となるので、後任として任命することについて議会の同意を求めるものです。</p> <p>承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、多目的運動公園野球場整備工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更を</p>

	<p>する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法及び航空機燃料譲与法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、筑前町税条例及び筑前町税条例の一部を改正する条例等を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>承認第6号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、四三嶋地区工業団地内の売却予定地における造成工事について、平成28年度内の完了が困難となったことから、当該土地の売却代金の支払いが平成28年度内に行われる見込みが立たないので、平成28年度筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>承認第7号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、平成28年度工業用地造成事業特別会計予算を平成29年度工業用地造成事業特別会計予算へ繰り越す必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>承認第8号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、筑前町工業用地造成事業特別会計予算の増額補正に伴い、その財源となる筑前町一般会計予算からの繰出金を増額補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>承認第9号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計において、四三嶋地区工業用地造成工事を施工する必要が生じたが予算が不足しており、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>承認第10号、専決処分報告し、承認を求めることにつきましては、平成29年度四三嶋地区工業用地造成工事を施工するにあたり、工事請負契約を締結する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>以上が、本日までご提案申し上げます議案の提案理由でございます。</p> <p>慎重にご審議をいただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議長	町長の提案理由が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 同意第2号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>中野高文副町長は、議事進行上、退席を求めます。</p> <p>(中野副町長退席)</p>
議長	<p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案書の(その1)の2ページをお開きください。</p>

	<p>同意第2号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」 筑前町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。 本日付け提出、町長名でございます。 氏名 中野 高文 生年月日 住所 福岡県朝倉郡筑前町下高場 提案理由は、町長の提案説明のとおりでございます。 経歴につきましては、別添の参考資料の1ページをご参照ください。 以上、提案いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>中野副町長がだめというわけではないんですが、副町長を選任するにあたり、県のキャリアからという選択肢はなかったんでしょうか、お尋ねをいたします。</p>
議長	<p>町長</p>
町長	<p>お答えいたします。 本会は、副町長に限らず、すべての今回提案いたしました人事案件につきましては、幅広く検討をさせていただきました。その上で、もちろん県等の出身者についても検討をさせていただき、その上での今回の提案でございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 同意第2号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。 したがって、同意第2号「副町長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。 中野副町長は、席に戻っていただきます。 (中野副町長着席)</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 同意第3号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>3ページをお開きください。 同意第3号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。 本日付け提出、町長名でございます。 氏名 北原 康則 生年月日</p>

	<p>住所 福岡県朝倉郡筑前町久光 提案理由は、町長の説明のとおりでございます。 経歴につきましては、別添の参考資料2ページをご参照ください。 以上、提案いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 同意第3号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第3号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、同意第3号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 同意第4号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。 入江哲生総務課長は、議事進行上、退席を求めます。 (入江総務課長退席)</p>
議 長	<p>説明を求めます。 町長</p>
町 長	<p>筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、筑前町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。 本日付け、町長名でございます。 氏名 入江 哲生 生年月日 住所 福岡県朝倉郡筑前町久光 提案理由は、先ほど私が申し上げたとおりでございます。 なお、経歴等については、別添の資料でございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>入江現総務課長、教育課の経験はどれくらいあるんでしょうか、お尋ねいたします。</p>
議 長	<p>町長</p>
町 長	<p>在職年数等を確認したいので、しばらく時間をいただけませんか。</p>
議 長	<p>町長</p>
町 長	<p>お答えいたします。 教育委員会部局におきまして13年5カ月の在職経験を持っております。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>同意第4号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。</p> <p>同意第4号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第4号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p> <p>入江総務課長は、席に戻っていただきます。</p> <p>(入江総務課長着席)</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 同意第5号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>先ほど、同意ありがとうございました。</p> <p>町民の期待に応えるように頑張ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、5ページ、同意第5号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」</p> <p>筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>本日付け提出、町長名でございます。</p> <p>氏名 矢野 博一</p> <p>生年月日</p> <p>住所 福岡県朝倉郡筑前町依井</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでございます。</p> <p>経歴につきましては、別添の参考資料をご参照ください。</p> <p>以上、提案いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>同意第5号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。</p> <p>同意第5号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第5号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(多目的運動公園野球場整備工事請負契約の変更)」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p>

	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書（その2）の2ページをお願いいたします。</p> <p>承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長の説明のとおりでございます。</p> <p>次のページ、3ページ、専決処分書、平成29年専決第2号。</p> <p>平成28年6月16日付け第43号議案をもって議決された工事請負契約の締結（多目的運動公園野球場整備工事）に係る議決内容の一部を別添のように専決処分する。</p> <p>平成29年3月24日、町長名です。</p> <p>4ページでございます。</p> <p>工事請負契約の変更内容</p> <p>工事名 多目的運動公園野球場整備工事</p> <p>契約の方法 変更前 指名競争入札 変更後 随意契約</p> <p>請負契約額 変更前 2億2,518万円</p> <p>変更後 2億2,971万6,000円</p> <p>工事請負人 変更前 朝倉郡筑前町山隈934番地1</p> <p>株式会社 平田組 筑前支店 取締役支店長 平田昭義</p> <p>変更後は変わっておりますので、変更後、取締役支店長 平田道隆に変更になっております。</p> <p>参考</p> <p>1. 工事箇所 筑前町下高場 地内</p> <p>2. 工事概要 別表のとおり</p> <p>3. 工期 平成28年6月17日から平成29年3月30日まででございます。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>一木議員</p>
一木議員	<p>質問いたします。</p> <p>一番下の別表でございます。</p> <p>この中での工種、一番上の土工（残土処理ほか）ということで、変更前が800^m³ほか、変更後が1,730^m³ほかということで、930^m³増になっております。2倍、倍以上の増ということでございますけども、この主な要因、原因はどういうことかということで質問いたします。</p>
議長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>土工につきましては、残土処理ほかということで表記しておりますけれど、この中に駐車場の整備に伴う不陸整正とか2号調整池の補強盛土、そういう土工が含まれております。</p> <p>そして残土処理の立米数が930^m³増えたものにつきましては、多目的運動公園は5年間をかけて整備してきておりまして、最終年度に残土を野球場の裏手のほうに積んでおたわけですけど、その処分というか残土が不用になったため、最終変更で不用な残土を処理した結果で、この数量が確定しております。以上でございます。</p>
議長	河内議員

河内議員	同じく別表ですが、上から2番目、車止めほかとありますが、車止めとかは最初の設計段階で入っていないとおかしいんですが、どうしてこの段階で入れたのか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 管理施設工、2段書きで書いておりますけれど、1段目の中に車止めほかということで、主に変わった分の数量を書き込んでいるわけございまして、変更前は0、変更後は7基ということで、車両進入防止のために安全対策上、加えたもので、この中には防球ネットフェンスとか、失礼しました。外周のフェンス工の高さ1,200mの124mほど施工したり、そういう管理施設に伴う工種も入っております。 この中に増えた安全対策の車進入の部分だけの7基を表記している状況でございます。
議 長	河内議員
河内議員	最初の段階で安全対策は、その車止めとかがなくても問題なかったのでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 駐車場を整備する段階で周りを縁石とかで囲むわけですが、そういった段階で、車両が入ってくる可能性が少ないだろうというところですが、完成間際になると危険性があるという判断で、車止めを7基設置した状況でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(多目的運動公園野球場整備工事請負契約の変更)」を、採決します。 本件は、承認すること賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(多目的運動公園野球場整備工事請負契約の変更)」は、承認することに決定されました。
日程第9	
議 長	日程第9 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	改めておはようございます。 それでは、承認第4号について、説明をさせていただきます。 議案書(その2)の5ページをお開きください。 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、冒頭町長説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。 次のページ、6ページが専決処分書になっております。 平成29年専決第3号、3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

	<p>7ページをお開きください。</p> <p>今回の改正につきましては、低所得者の保険税の軽減措置が拡充されたものであり、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得を引き上げるものであります。</p> <p>改正箇所を下線を引いております。</p> <p>第22条第1項第2号に、5割軽減の対象となる所得基準額を規定しておりますが、被保険者1人につき加算する額を、26万5,000円から27万円に引き上げるものです。</p> <p>次の第3号に、2割軽減の対象となる所得基準額を規定しておりますけども、被保険者1人につき加算する額を、48万円から49万円に引き上げるものでございます。</p> <p>最後に、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」を、採決します。</p> <p>承認第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について)」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>税務課長</p>
税務課長	<p>それでは、議案書(その2)の9ページをお願いいたします。</p> <p>承認第5号でございます。</p> <p>「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>専決書でございます。</p> <p>専決第4号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。</p> <p>平成29年3月31日、町長名でございます。</p> <p>それでは、新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>条文につきましては、ご存じのとおり法令改正にあわせて改正を行っております。</p>

	<p>すべてそういうことで行っておりますので。</p> <p>それでは、条文を追いながらですね、主な改正を説明いたしたいと思います。</p> <p>まず、11ページでございます。</p> <p>11ページ、33条第4項の改正につきましては、株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項、その他事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。</p> <p>それから、17ページでございます。</p> <p>17ページ、第61条第8項につきましては、災害に関する税制上の措置として、被災家屋償却資産に係る課税標準額の特例措置を規定したものでございます。</p> <p>その下、第61条の2につきましては、法349条の3第28項の新設にあわせて、家庭的保育事業等に要する家屋及び償却資産に係る課税標準額の特例について、わが町特例の割合を定める規定でございます。</p> <p>それからその下、第63条の2につきましては、居住用超高層建物に係る固定資産税について、各区分所有ごとに税額を算出する際に用いる占有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正をするよう申出についての規定でございます。</p> <p>それから、次は21ページをお願いいたします。</p> <p>21ページ、附則第10条の2につきましては、保育の受け皿整備促進、市民、公開緑地認定制度におけるわが町特例の割合を定めるものでございます。</p> <p>それから22ページ、附則10条の3につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする申告書についての規定でございます。</p> <p>それから26ページ、附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例を見直し、適用期間を2年間延長するものでございます。</p> <p>それから27ページ、附則16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定し、自動車メーカーの不正に伴う不正額については、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課するという措置でございます。</p> <p>以上簡単ではございますが、主な改正点の説明を終わります。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について)」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について)」は、承認することに決定されました。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成28年度筑前町一般会計補正予算(第7号))」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p>

	財政課長
財政課長	<p>議案書38ページをお願いいたします。</p> <p>承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでございます。</p> <p>39ページをお願いします。</p> <p>専決処分書です。</p> <p>平成29年専決第5号、3月31日に専決処分をしたものであります。</p> <p>別冊の平成28年度一般会計補正予算（第7号）をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>平成28年度筑前町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の補正でございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億8,683万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億6,064万3,000円とするものです。</p> <p>事項別明細書で説明をいたします。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>歳出のほうから説明をいたします。</p> <p>2款1項9目地域振興基金費、5億8,683万円の減額につきましては、四三嶋地区工業団地内の売払い収入により予定をしておりました基金積立金を、収入の見込みが立たないこととなったことにより、減額をしたものです。</p> <p>なお、積立金の額につきましては、27、28年度におきまして基金を取り崩し、工業用地造成事業特別会計に繰り出しをしていた額となります。</p> <p>次に、6ページの歳入ですが、17款財産収入につきましては、四三嶋地区工業団地内の売払い収入の見込みが立たなくなりました。7億3,532万2,000円を減額をしたものです。</p> <p>19款繰入金につきましては、この売払い収入から基金積立金を差し引いた残りを一般財源として予定をしておいたために、財政調整基金繰入金により財源確保を行うために1億4,849万2,000円を増額をしたものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度筑前町一般会計補正予算（第7号）」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度筑前町一般会計補正予算（第7号）」は、承認することに決定されました。</p>
日程第12	

議 長	<p>日程第 1 2 承認第 7 号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 8 年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算（第 1 号）」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>都市計画課長</p>
都市計画課長	<p>議案書（その 2）の 4 0 ページになります。</p> <p>承認第 7 号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>平成 2 9 年 5 月 2 4 日提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長の説明のとおりでございます。</p> <p>次のページ、4 1 ページ、専決処分書、平成 2 9 年専決第 6 号。</p> <p>地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。</p> <p>平成 2 9 年 3 月 3 1 日、町長名でございます。</p> <p>別冊をお願いいたします。</p> <p>平成 2 8 年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>平成 2 8 年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>繰越明許費、第 1 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しして使用できる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。</p> <p>平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決、町長名です。</p> <p>次のページの 2 ページに、第 1 表繰越明許費として、1 款工業用地造成事業費、1 項工業用地造成事業費、事業名、企業誘致推進事業、金額としまして 9, 2 7 4 万 2, 0 0 0 円となっているところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>日程第 1 2 のところで、議長、平成 2 8 年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算とおっしゃいましたが、今の説明は、特別会計補正予算なんですが、どういうことでしょうか。</p>
議 長	<p>河内議員、質問を再度、内容をちょっともう 1 回質問をしてください。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>議長の日程第 1 2 の説明の中で、承認第 7 号について、平成 2 8 年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算（第 1 号）とおっしゃいましたが、課長の説明は補正予算（第 1 号）でしたので、それはどうなっているのか、お尋ねをしました。</p>
議 長	<p>都市計画課長</p>
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>失礼しました。</p> <p>第 7 号のほうの議案書のほうタイトルのところの特別会計補正予算の「補正」が外れていたというところで、訂正をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>補正予算でいいということですね。</p> <p>局長</p>
議会事務局長	<p>失礼します。</p> <p>議案書ですね、議案書（その 2）の目次のほうですね、承認第 7 号、これの分で、専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 8 年度工業用地造成事業特別会計）、「補正」を入れていただきたいと思います。補正の文字が抜けておりました。</p>

	補正予算（第1号）ということで、訂正をお願いしたいと思います。
議長	いいですか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成28年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」は、承認することに決定されました。
日程第13	
議長	日程第13 承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度筑前町一般会計補正予算（第1号）」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の42ページをお願いいたします。 承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 43ページ、専決処分書をお願いいたします。 平成29年専決第7号、4月27日に専決処分をしたものであります。 別冊の平成29年度一般会計補正予算（第1号）をお願いいたします。 1ページをお願いいたします。 平成29年度筑前町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出の補正でございます。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,605万2,000円とするものです。 事項別明細書で説明をいたします。 7ページをお願いいたします。 歳出のほうから説明をいたします。 7款4項1目都市計画総務費、5,000万円の増額です。 工業用地造成事業特別会計予算の増額補正に伴い、一般会計からの繰出金を増額したものです。 次に、6ページの歳入ですが、19款2項1目基金繰入金につきましては、この繰出金の財源といたしまして、地域振興基金から5,000万円を繰り入れるため増額をしたものであります。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)

議 長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成29年度筑前町一般会計補正予算(第1号))」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成29年度筑前町一般会計補正予算(第1号))」は、承認することに決定されました。</p>
日程第14	
議 長	<p>日程第14 承認第9号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算(第1号))」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長</p>
都市計画課長	<p>議案書44ページをお願いいたします。 承認第9号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長の説明のとおりでございます。 次のページ、45ページ、専決処分書。 平成29年専決第8号。 平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 平成29年4月27日、町長名です。 別冊の予算書をお願いいたします。 平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。 予算書の1ページでございます。 平成29年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出の補正予算でございます。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,319万5,000円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。ということでございます。 歳入歳出補正予算は、7ページをお願いいたします。 7ページの事項別明細で説明させていただきます。 歳出、1款1項1目工業団地造成事業、15節工事請負費、5,000万円の増額補正となっております。 続いて、6ページの歳入でございます。 歳入につきましては、1款1項1目一般会計繰入金5,000万円となっております。 以上で説明を終わらせていただきます。 訂正をお願いいたします。</p>

	議案のほうの予算書のほうに、また補正という表記が外れておりますので、加筆をお願いいたしたいと思います。失礼しました。
議 長	今訂正されましたように、私のほうも先ほど補正を入れてなかったもので、会計補正予算ということで、訂正をさせていただきたいと思います。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第9号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号))」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第9号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号))」は、承認することに決定されました。
日程第15	
議 長	日程第15 承認第10号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成29年度四三嶋地区工業用地造成工事請負契約)」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案書46ページとなります。 承認第10号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長の説明のとおりでございます。 次のページ、47ページ、専決処分書。 平成29年専決第9号。 平成29年度四三嶋地区工業用地造成工事請負契約の締結について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成29年5月11日、町長名でございます。 48ページ、工事請負契約の内容。 工事名 平成29年度四三嶋地区工業用地造成工事 契約の方法 指名競争入札 請負契約額 4,752万円 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町東小田78番地6 株式会社 柿原建設 代表取締役 柿原良至 49ページでございます。 入札結果表、第1回落札決定。 参考としまして、 工事箇所 筑前町四三嶋 地内 工事概要 掘削 V=9,490m ³

	<p>購入土（真砂土） $V = 10,500 \text{ m}^3$ 押土 $V = 1,273 \text{ m}^3$ 土砂運搬 $V = 9,490 \text{ m}^3$ 路体盛土 $V = 9,490 \text{ m}^3$ ほか 工期 平成29年5月12日から平成29年7月31日まででございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 一木議員</p>
一木議員	<p>49ページが一番下のほうの工事概要のところでお尋ねいたします。 掘削$9,490 \text{ m}^3$ということで、立米になっていますけれども、全体のどのくらいぐら いの割合になるのかなど。 面積的にはまた、平米的な面積、位置、場所ではどのくらいぐらいに当たるのかな とということで、質問いたしたいと思います。</p>
議長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。 ヤクルト譲渡面積は、全体で約$46,000 \text{ m}^2$でございます。 今回の土壌関係の不純不適合区域面積が約$17,000 \text{ m}^2$ございまして、その後10 mの格子というポイントで127カ所調査をしております。 掘削深度としましては、調査結果によりまして、70cmとか1mとかそれぞれに分 かれておりますので、面積的には約$17,000 \text{ m}^2$が該当する面積になってきます。以 上でございます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 （討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、承認第10号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成2 9年度四三嶋地区工業用地造成工事請負契約）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、承認第10号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 29年度四三嶋地区工業用地造成工事請負契約）」は、承認することに決定されまし た。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 「筑前町選挙管理委員会委員の選挙」を、行います。 地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦した いと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。 これに、ご異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。 資料を配布いたします。 (資料配布)</p>
議長	<p>選挙管理委員には、お手元にお配りしました名簿のとおり、四三嶋の岡部由美子さん、大久保の上野幸子さん、篠隈の前田圭一郎さん、大塚の前田義徳さん、以上の方を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました、岡部由美子さん、上野幸子さん、前田圭一郎さん、前田義徳さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。 会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 「筑前町選挙管理委員補充員の選挙」を、行います。 地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員補充員の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。 資料を配布します。 (資料配布)</p>
議長	<p>選挙管理委員補充員には、第1順位、松延の松澤善孝さん、第2順位、野町の一ノ宮富久美さん、第3順位、久光の尾畑文隆さん、第4順位、長者町の倉地典子さん、以上の方を指名します。 お諮りします。 ただ今、議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名しました、松澤善孝さん、一ノ宮富久美さん、尾畑文隆さん、倉地典子さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。</p>

	会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。
閉 会 議 長	<p>これで、本日の日程は、全部終了しました。 平成29年第2回筑前町議会臨時会を閉会します。 どうもお疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(11:10)</p> <p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 矢野 勉</p> <p style="text-align: center;">1番 議員 深野 良二</p> <p style="text-align: center;">2番 議員 田口 謙一</p>